

保育ニュー・スタンダード

子ども家庭支援論

— 保育を基礎とした子ども家庭支援 —

Family Support for Child-rearing

[編著者]

太田光洋

[著者]

佐藤純子・大元千種・小田進一・朝木 徹
金山美和子・滝澤真毅・菅原航平・春高裕美
前田有秀・菅原 弘・品川ひろみ・中山智哉

見本

同文書院

【編著者】

太田光洋 (おあた・みつひろ) / 第1章, 第14章
長野県立大学教授

【著者】執筆順

佐藤純子 (さとう・じゅんこ) / 第2章
流通経済大学教授

大元千種 (おおもと・ちぐさ) / 第3章
別府大学短期大学部特任教授

小田進一 (おだ・しんいち) / 第4章
北海道文教大学教授

朝木 徹 (あさき・とある) / 第5章
精華女子短期大学教授

金山美和子 (かなやま・みわこ) / 第6章
長野県立大学准教授

滝澤真毅 (たきざわ・まさき) / 第7章
帯広大谷短期大学教授

菅原航平 (すがはら・こうへい) / 第8章
別府大学短期大学部准教授

春高裕美 (はるとか・ひろみ) / 第9章
長野県立大学准教授

前田有秀 (まえだ・ともひで) / 第10章
尚綱学院大学准教授

菅原 弘 (すがわら・ひろし) / 第11章
仙台青葉学院短期大学准教授

品川ひろみ (しながわ・ひろみ) / 第12章
札幌国際大学教授

中山智哉 (なかやま・ともや) / 第13章
長野県立大学准教授

はじめに

2022（令和4）年現在の日本社会は、都市化や少子高齢化の波を止められないまま、それらの影響を受けて社会全体にさまざまな変化がもたらされているといえます。こうした社会の変化は、子どもの生育や子育てにも大きな影響を及ぼしています。とりわけ、就労と子育ての両立が求められ、親が子育てにゆとりを持って向き合う時間や環境は十分とはいえない状況です。このような状況を打破するためには、一方で、次世代を生き育て、社会を維持発展させていく社会全体のあり方の改善が求められます。そしてもう一方で、現在の子育てや子どもの育ちを支える取り組みが必要です。

子ども家庭支援は、主に後者の観点から、子育て家庭が抱えるさまざまな課題に対して包括的な支援を担うものといえます。そしてこの支援の中心となる担い手となるのが保育所やこども園、幼稚園などの保育施設であり、そこで働く保育者です。支援者である保育者や管理職には、多様な知識や技術が求められ、新たに学ぶことや学び続けることが重要になっています。

子育て支援が始まって30年ほどが経過する中で実践や研究が積み重ねられ、子育ての支援として求められる内容やその支援の方法、対象者の属性による違いなどについて明らかになってきました。また、新たな課題も見えてきています。本書ではこうした知見と課題をふまえ、子どもと子育て家庭を包括的に支援するために保育者に求められる内容をわかりやすく整理しました。

読者の皆さんが本書から学び、また、その知見を踏まえて実践に取り組むことで、子育てや子育ての課題を解決し、より良い子育て環境を実現する土台となれば幸いです。

著者を代表して
編著者 太田光洋

Contents

執筆者 …… ii
はじめに …… iii

第1章 子ども家庭支援とはなにか …… 1

1 子ども家庭支援とは …… 1

1) 子育て支援は誰のための、何のための支援か …… 1 2) 子ども家庭支援が目指すもの …… 2

2 子ども家庭支援が必要とされる背景 …… 3

1) 産業構造の変化と都市化 …… 3 2) 少子・高齢化 …… 5
3) 家族形態の変容 …… 6 4) 都市化・情報化 …… 7
5) 育児不安・子育て負担感 …… 8

3 子育てを取り巻く環境をどう捉えるか …… 9

1) 子育て家庭を取り巻く環境の複雑さと包括的支援 …… 9 2) 子ども家庭支援を捉える4つの窓 …… 11
3) 子ども家庭支援の協働 …… 13

Column こども家庭庁 …… 16

第2章 家庭生活の現在 …… 17

1 家族構造の変化と子育て支援 …… 17

2 「家族」とは何か …… 18

1) 「家族」の定義 …… 18
2) 家族形態の変容—血縁家族から「つくる」家族へ …… 19
3) 家族・家庭機能の外部化 …… 21

3 現代のライフスタイルと子育ての悩み …… 24

4 家族と子育て …… 25

1) 現代家族が日々関わり合う環境を分類して考える …… 25

5 子育て親の変容と現代の子どもが置かれている状況 …… 27

1) 子育て期の変化と支援ニーズ …… 27
2) 子どもの生活や経験の変容 …… 28
3) 子育て家庭の力が育まれる支援の必要性 …… 29

第3章 求められる保育、子ども家庭支援の内容 …… 33

1 多様な保育・支援ニーズに対応した施策と事業 …… 33

1) 延長保育 …… 33 2) 休日保育 …… 34
3) 病児・病後児保育 …… 35 4) 一時預かり等の預かり型支援 …… 36

2 気になる子ども、障がいのある子どもとその家族への支援 …… 38

1) 「気になる子ども」の理解と支援 …… 38 2) 「障がい」をどう捉えるか …… 39
3) 障がい児の現状と家族への支援 …… 40

3 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭支援 …… 42

1) 外国にルーツを持つ家庭 …… 42 2) ひとり親家庭 …… 43
3) 貧困家庭 …… 45 4) 多胎児・低出生体重児・慢性疾患のある子ども …… 46
5) 不適切な養育（マルトリートメント）、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV） …… 47
6) 母親の病気等への支援 …… 48

第4章 保育者の専門性を生かした子ども家庭支援のあり方とその意義 …… 51

1 保育者の3つの専門性 …… 51

- 1) 子どもの生活を引き受ける総合職 …… 51
- 2) 子どもの権利を守る専門家 …… 54
- 3) 「共育で」の実践者 …… 58

2 子ども家庭支援のあり方と意義 …… 61

- 1) 多様な支援ニーズを抱える子育て家庭の理解 …… 61
- 2) 親を主人公とした子育ての伴走者として …… 63

第5章 保育者に求められる基本的役割と姿勢 …… 67

1 保護者の子育て実践のための支援 …… 67

- 1) 子どもの育ちを共に喜ぶ（情緒的共有） …… 67
- 2) 保育者の倫理観に支えられた子育て支援 …… 69

2 子どもの理解（子どもの見方）の共有 …… 71

3 相談支援の実際（相談、助言、情報提供、行動見本の提示等） …… 74

4 受容的関わり、自己決定の尊重、秘密保持等（バイスティックの7原則等） …… 75

5 支援に生かされる保育技術 …… 77

6 地域の社会資源の活用と自治体・関係機関との連携 …… 79

- 1) 保育所が連携・協力すべき関係機関 …… 79
- 2) 各家庭の状況に応じた専門機関との連携 …… 82
- 3) 予防的視点に立った支援と子育てネットワークづくり …… 83

第6章 子育て家庭の福祉を図るための社会資源 …… 85

1 保育所保育指針における社会資源との連携 …… 85

2 子ども家庭支援の対象と関係機関の特徴 …… 86

- 1) 保育所等を利用する家庭への支援 …… 87
- 2) 地域の子育て家庭への支援 …… 89
- 3) 行政による子育て家庭支援の仕組み、児童相談所等 …… 96

第7章 子育て支援施策と次世代育成支援施策の推進 …… 99

1 制度のあらまし …… 99

- 1) 少子化対策と子育て支援施策の推移 …… 99
- 2) 児童虐待防止の制度と支援 …… 102

2 子ども・子育て支援新制度 …… 104

- 1) 子ども・子育て支援新制度の概要 …… 104
- 2) 保育の場の種類と給付 …… 105
- 3) 子どもの認定区分 …… 108
- 4) 保育時間の認定 …… 109
- 5) 地域子ども・子育て支援事業 …… 110

3 市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン） …… 110

4 子育て支援・次世代育成支援施策の現状と課題 …… 111

第8章 子ども家庭支援の内容と対象 …… 113

1 妊娠期からの切れ目のない支援 …… 113

- 1) 妊娠から児童期に至る支援体制と事業 …… 113
- 2) 子育て世代包括支援センターの活用 …… 115

2 相談支援 …… 117

- 1) 相談支援の過程と内容 …… 117

3 情報提供 …… 122

4 保育所等を利用している家庭への支援 …… 123

- 1) 保護者との相互理解 …… 124
- 2) 保護者の状況に配慮した個別支援 …… 126
- 3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援 …… 127

5 地域の子育て家庭への支援 …… 127

第9章 子育て初期（周産期～1歳）の子ども家庭支援 …… 131

1 妊娠に至るまでの時期と妊娠早期の家庭支援 …… 131

- 1) 不妊治療中の家庭支援 …… 131
- 2) 若年妊娠の家庭支援 …… 132

2 妊娠期の異常と家庭支援 …… 133

- 1) 出生前診断 …… 133
- 2) ハイリスク妊娠 …… 133

3 分娩時の異常と家庭支援 …… 135

- 1) 予期せぬ分娩の経過 …… 135
- 2) NICUへの入院と母子分離状態 …… 136

4 新生児期の家庭支援 …… 138

5 乳児期の家庭支援 …… 139

- 1) 乳児に関わる全ての人に対する教育の必要性 …… 139
- 2) 乳児の健康と専門知識 …… 140
- 3) 乳児期に必要な家庭支援 …… 142

6 乳児期の家庭を支える全ての人へ …… 143

第10章 保育所・こども園・幼稚園を利用する子ども家庭支援 …… 147

1 保護者に対する支援 …… 147

- 1) 保育機関の支援の特徴 …… 147
- 2) 保育の専門性を生かした子ども家庭支援とその意義 …… 151
- 3) 日常的・継続的な関わりを通じた保護者との相互理解 …… 153

2 保護者や家庭が抱える多様な支援ニーズへの気づき …… 154

- 1) 子育て家庭が抱えるニーズの背景 …… 154
- 2) 保護者が抱えるニーズの特徴 …… 155
- 3) 保育士による相談支援活動（保育ソーシャルワーク） …… 156

3 保育施設の特性を生かした支援と方法 …… 158

- 1) 保育施設が持つ環境的特徴 …… 158
- 2) 子ども家庭支援の基盤 …… 158

第11章 地域の子育て家庭への支援	161
1 地域の親子に対する支援の内容と方法	162
1) 子ども・子育て支援新制度と地域子ども・子育て支援事業	162
2) 子育て家庭の孤立を防ぐ地域に密着した支援	165
2 「共育で」という支援	167
1) 家庭のニーズと関係機関をつなぐ保育所の役割	167
2) 地域の子育て拠点となる保育所	169
3 地域資源を生かし、つなぐ相談と支援	171
第12章 要保護児童等と家庭に対する支援	177
1 要保護児童とは	177
1) 要保護児童等の定義	177
2) 要保護児童対策地域協議会—子どもを守る地域ネットワーク—	178
3) 要保護児童対策地域協議会の意義	178
4) 要保護児童対策地域協議会の構成員	179
5) 要保護児童対策地域協議会における会議の進め方	180
2 児童虐待の予防と対応	180
1) 児童虐待の定義	181
2) 児童虐待の現状	181
3) 虐待種別の特徴	182
4) 虐待の重症度	182
5) 児童虐待が子どもに及ぼす影響	184
6) 虐待の発見	185
7) 児童虐待の予防	187
8) 虐待への対応	187
3 要保護児童と家庭への支援	188
1) アセスメントと支援の計画	188
2) 保育機関に求められる支援内容	188
4 社会的養護 —乳児院・児童養護施設・里親—	189
1) 乳児院	189
2) 児童養護施設	189
3) 里親	190
4) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	190
5 児童虐待予防に向けた支援の課題と展望	190
第13章 子ども家庭支援者を支える関係としくみ	193
1 家庭支援の難しさと保育者の心理的孤立感	194
1) 多岐にわたる相談内容への対応	194
2) 保育者と保護者の思いのズレ	195
3) 支援における関係性の難しさ	195
4) 要求や不満の多い保護者への対応	196
5) 地域子育て支援拠点における保護者支援	197
6) 保育者の孤立化と支援の質	198
2 支援者を育て、支えるしくみ	199
1) 職場内での支援体制	199
2) 相談しやすい職員関係	199
3) 円滑なコミュニケーションとメンタルヘルス	200
4) ケース会議と保育者の力量形成	200
5) 保育士等キャリアアップ研修	201
6) 子育て支援員の育成	201

3 関係機関・専門家との連携 …… 202

- 1) 他機関との連携が必要なケース …… 203
- 2) 子ども・保護者に関係機関での支援を勧める場合 …… 203
- 3) 専門家・関係機関での支援が継続している場合 …… 203
- 4) 専門家・関係機関との相互理解・信頼関係 …… 204
- 5) 連携の際の注意点 …… 204

14章 保育の場における子ども家庭支援の現状と課題 …… 205

1 保育の場における子ども家庭支援の現状と課題 …… 205

- 1) 保育の長時間化、預かり型支援の拡大にみる課題 …… 205
- 2) 困難なケースに対する支援体制のあり方の改善 …… 207

2 保育者の協働 …… 208

- 1) 保育者の共通理解 …… 208
- 2) 支援の協働とコミュニケーション …… 209

3 保護者との協働，共育て …… 209

- 1) 子ども家庭支援の基盤としての保育の共有 …… 209
- 2) 保護者との保育の共有のためのコミュニケーション …… 210

さくいん …… 212

第1章 子ども家庭支援とは なにか

学びのポイント

- 子ども家庭支援の特徴を押さえ、それが目指しているものを理解する。
- 都市化、共働きの一般化、核家族化など、子ども家庭支援が必要とされる背景を捉える。
- 生態学的システムの理論を通じて、子育て家庭を取り巻く複雑な環境について考えを深める。
- 子育て支援の4つの窓を手がかりに、保育者による包括的な支援のあり方を学ぶ。

1 子ども家庭支援とは

1) 子ども家庭支援の特徴と習得すべき内容

「子ども家庭支援」とは、子どもを育てる家庭に対する包括的な支援といえる。従来から使用され、一般化している「子育て支援」とほぼ同義と捉えることができるが、従来の「子育て支援」が「親（保護者）」に対する支援というニュアンスが強かったのに対して、第一次的な幸福（well-being^{*1}）追求の集団である「家庭」を単位とした支援という点が特徴である。

「子育て支援」においては、「子ども」と「親（保護者）」をユニットとして捉え、支援することが重要であるとされてきたが、「子ども家庭支援」は子育て中の家庭をそのターゲットとしており、「子ども」と「親」を包含する「子育て中の家庭」の成員すべてのwell-beingに目を向けた福祉的な観点からの支援と捉えることができよう。

「子ども家庭支援」という用語は一般的に使用されているものではないが、保育士養成カリキュラムにおける必修科目の一つと位置づけられ、「子育て家庭に対する支援」について、次のような内容を習得することを目的としている。したがって、保育士がその専門性を生かしてどのようにして子育て中の家庭を包括的に支援していくかについて学ぶものである。

^{*1} well-being: 1946年に世界保健機関(WHO)創設に際して、憲章の前文で述べる「健康」の定義の一節に用いられた。“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”日本語では満たされた状態、安寧な状態などと訳される。

《子ども家庭支援論の学習目標》

- ① 子育て家庭に対する支援の意義・目的を理解する
- ② 保育の専門性を活かした子ども家庭支援の意義と基本について理解する

- ③子育て家庭に対する支援の体制について理解する
- ④子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と子ども家庭支援の現状、課題について理解する

本書では、これらに示された目標をふまえ、その具体的内容について各章で学んでいく。

2) 子ども家庭支援が目指すもの

①子どもの最善の利益の実現を目指す

保育士が行う子ども家庭支援は、従来の子育て支援の概念とほぼ同義であると述べたが、その目標も共通である。

子育て支援は、「親が子育ての主体として安心して子育てができる環境をつくり、子どもとの関わりを通して親としての成長を支えることによって、子どもの最善の利益を保障する健やかな成長を促す営み^{*1}」と定義することができるが、子ども家庭支援もまた、子どもの最善の利益^{*2}を目指し、最終的に子どもの健やかな育ちを支えることを目的とするものであることに留意しておきたい。

これまでの子育て支援のあり方についての議論では、子どもとその養育者である親のニーズにしばしばズレが生じることが論じられてきた。支援を受ける対象をその受益者と捉えれば、子育て支援の受益者は子どもと養育者の2者ということになるが、この2者の利害が一致しないことがある。具体的にいえば、「子どもにとって望ましいこと」と「親がしてほしいと望んだり、要求してくる」が食い違ってしまふことで、保育現場ではどのように支援したらよいか葛藤を抱えることが少なくない。このようなケースでは、「子どもにとって望ましいこと」だけを推し進めるのでは親を追い詰めてしまうことになってしまうため、当該の親の状況、子育ての状況を踏まえて、それぞれの家族にふさわしい支援を創出することが求められてきた。これが「親子をユニットとして捉える」支援ということであるが、こうした支援の考え方や姿勢は、子ども家庭支援においても同様に重要である。このような支援の姿勢を持ちつつ、それぞれの子育て家庭の各構成員それぞれが自分の力を発揮してより良く生きられる状況 (well-being) を実現していくことが求められる。

②子育ての主体としての親育ちの支援

子ども家庭支援において、子どもの最善の利益の実現を目指すことは重要である。その一方で、子どもの養育に「第一義的な責任を持つ」保護者が親として育ち、子育てだけでなく一人の人として充実感や満足感をもって生活できるようになる

*1 太田光洋「子育て支援とはなにか」保育の実践と研究、スペース新社、Vol.6-4、2002、p.10-19

*2 **子どもの最善の利益**：1989年に国際連合が採択した児童の権利に関する条約(通称「子どもの権利条約」)の第3条第1項に定められ、子どもの権利を象徴する言葉として国際的に広く浸透する。保護者を含む大人の利益が優先されることを防ぎ、子どもの人権を尊重する重要性を表す。日本は1994(平成6)年に条約批准。

Column こども家庭庁

2023年(令和5)年4月からスタートした「こども家庭庁」。少子化対策、児童虐待防止、子育て支援、子どもの貧困対策など、これまで主に厚生労働省と内閣府が主導してきた幅広い分野の課題を一元化して受け持ち、保育所と認定こども園を所管する(幼稚園は引き続き文部科学省の管轄)。こども家庭庁の基本理念には、国連が1989年に採択した「児童の権利に関する条約(通称:子どもの権利条約)」が規定する「こどもの最善の利益の尊重」があり、新たに国内法でこれを定めた「こども基本法」も同時に施行される。

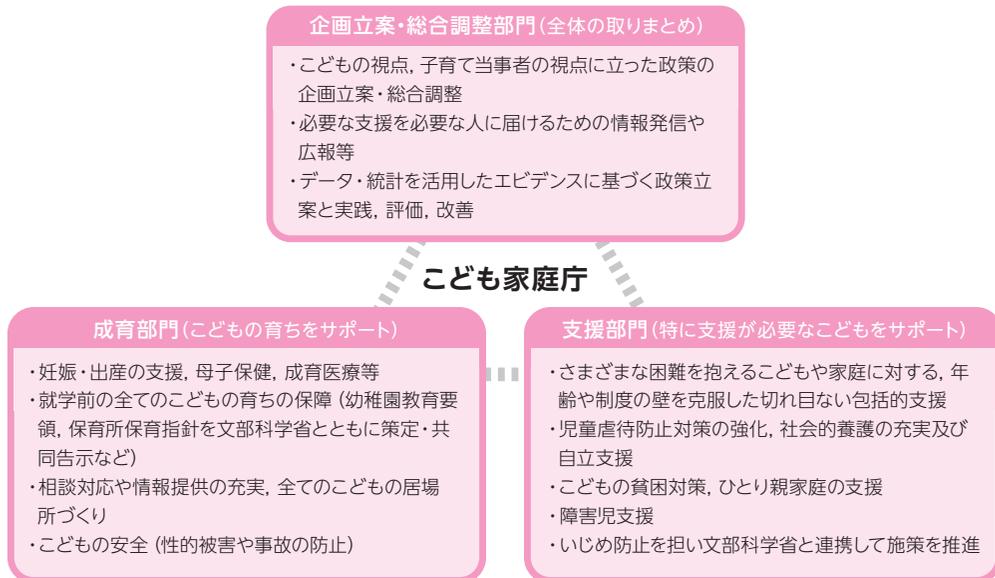
こども家庭庁の任務と、運営体制は以下の通りである。

こども家庭庁の任務

こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの視点に立って、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

資料)内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」2021より

図 3つの部門と主な業務



資料)内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」2021、厚生労働省「児童福祉法・こども家庭庁関連法の状況について」2022より作成

時間*1である。

しかし、仕事の都合でお迎えが遅れるなど、やむをえず利用時間を超えた保育利用が必要となる保護者もいる。そのような場合、各保育所等が開所時間内に、それぞれの認定時間の前後に保育を受け入れることを延長保育という(図3-1)。延長保育は早朝保育、夕方保育、夜間保育、深夜保育の種類がある。



*1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第34条に基づく。

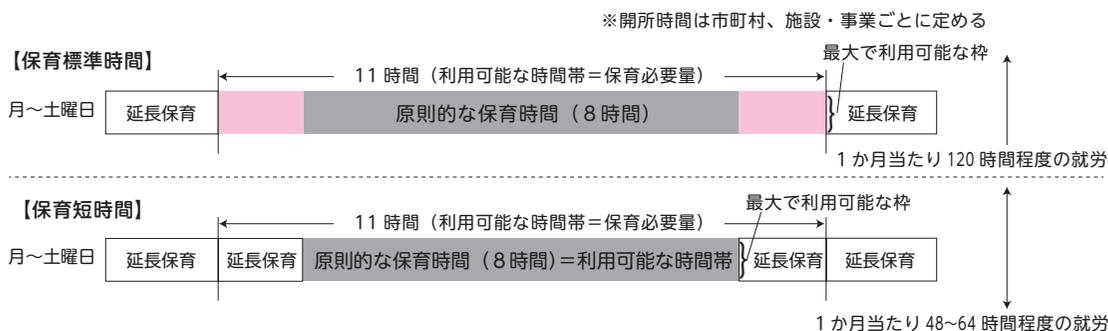


図3-1 保育利用の2区分と延長保育の時間帯

資料)内閣府「子ども・子育て支援新制度について」2021

2) 休日保育

就労形態や働き方の多様化により、日曜日や祝日など休日にも子どもを預ける必要のある保護者もいる。保育対策等促進事業実施要綱(厚生労働省2008年)には、休日保育事業の目的が次のように記されている。

休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る

休日保育の利用については、原則保育を必要とする事由が平日と同じであることや、連続7日以上保育所等の利用とならないように、利用した週の月曜日～土曜日の間に代替休日を設定するなど条件が定められている。また休日保育は、自治体の実態に応じて実施されるため、すべての保育所で実施されているわけではない。私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業4,630施設のうち、2018(平成30)年7月現在で休日保育を実施しているのは256施設(5.5%)であった*1。

*1 内閣府「保育所等の運営実態に関する調査結果<速報>」2019

児童福祉法にもとづく福祉サービスには、障害児入所系と障害児通所系がある。これらの入所支援、通所支援について、満3歳から就学前の子どもの利用負担は2019（令和元）年10月より無償化されている。

就学後の教育については、教育基本法において「障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と国と地方公共団体の責務が定められている。「幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」と、特別支援教育の理念と目的が示されている。

「共生社会」を目指して、2006（平成18）年国連総会において採択された障害者の権利に関する条約を受け、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受ける「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）^{*1}」の構築の重要性が高まり、障害者基本法が2017（平成29）年に改正されている。

^{*1} 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm

3 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭支援

新制度の「地域子ども・子育て支援事業」では、特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援体制として、乳児家庭全戸訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、ファミリー・サポート・センター事業などがあげられている。これらは特に、自ら声を出しにくい子どもや家庭にとって重要な積極的支援である。特別な配慮が必要な子どもは保育所や幼稚園、認定こども園等にも在籍しており、保育者にはそれらの子どもや家庭へ配慮した支援が求められる。

1) 外国にルーツを持つ家庭

1980年代以降、経済のグローバル化に伴い、いわゆるニューカマー^{*2}と呼ばれる外国人が多数来日し、定住化が進んでいる。その一方で、経済的困難さを抱えている外国人家庭も増加している^{*3}。バブル期に労働者として来日した外国人がリーマン・ショックなどの景気悪化で大量解雇され、日本語力が低いことから再就職も難しいことがその背景にある。生活保護世帯のなかでも母子世帯が多いことが特徴である。近年では、2020（令和2）年度からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、テレワーク推進とともに繰返し発出される緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置等のため、外国人労働者の生活は一層厳しくなっている。

母国とは違う文化を持つ外国での妊娠、出産、育児は情報も限られるため、日本人以上の困難さとリスクを伴う。医療関係者や福祉関係者、教育関係者との意思疎通の難しさがあるため、身近な相談場所や支援者が必要とされている。

^{*2} ニューカマー：植民地時代から引き続いて日本国籍をもって居住する外国人をオールドカマーと称し、オールドカマー以外の無国籍や旅行者ではなく日本に連続90日を超えて滞在する外国籍の人をニューカマーと分類している。

^{*3} 産経ニュース2018年5月3日付
<https://www.sankei.com/article/20180503-6XU5F6YLGVPDL DVS6EUOAYYMTY/>
外国人世帯主の生活保護受給世帯は2006（平成18）年度から10年間で56.0%増え、2016（平成28）年度は47,058世帯と報じられている。

保育所や幼稚園等や小学校、中学校等の学校にも外国籍や外国にルーツを持つ子どもたちの在籍が多くなっている。外国人幼児が在籍する幼稚園の調査によれば*1、幼稚園教員が感じる最も大きな問題として、「伝わらない」困難さがある。日本語でゆっくりはっきり話すよう努め、園全体で配慮する体制をつくるなど対応をしているが、幼児の半数は半年ほどで困難さを解決できるものの、保護者の困難さの解決は難しい状況である。言葉が通じなくても子どもは一緒に遊ぶなかで、お互いに影響しあい、わかりあうことができる。他方、外国人保護者は日本人保護者との交流が少ないことも、困難解決の難しさに関係している。

保育者は外国人幼児や保護者に対して、日本の保育・教育への参加や規則への理解を求めるだけでなく、それぞれの母国の文化や言語を尊重する姿勢が求められる。さらに、外国の文化や言語についての研修や情報提供を受けるだけでなく、外国の文化をその他の子どもたちにも伝え、理解を促していく必要がある。保護者に対しては、日常必要な子育てや生活情報が得られるような保護者同士や地域との関係性をつないでいくことが求められる。子育て仲間や地域の生活者としてのつながりは、就学前の保育・教育だけでなく、就学後や地域のなかでの子どもの成長とその家庭の支えとなる。



*1 岡上直子「外国人幼児の受け入れにおける現状と課題について」(幼児教育の実践の質向上に関する検討会資料) 2019
https://www.mext.go.jp/content/1422191_02.pdf

2) ひとり親家庭

2019(令和元)年の国民生活基礎調査によれば、母子世帯は64万4,000世帯に対して、父子世帯は7万6,000世帯であり、前者は後者の約9倍にのぼる*2。また、2016(平成28)年度の全国ひとり親世帯等調査によれば、「同居者がいる」世帯は母子世帯が38.7%で、父子世帯では55.6%である*3。つまり母子世帯の6割以上が母子のみ世帯であるのに対して、父子世帯の6割近くは父子以外の同居人がいることになる。同居人の種類を見ると、最も多いのは親との同居で、母子世帯では27.7%、父子世帯では44.2%となる。これは父親が一人で子どもを養育することが難しいことの表れでもあるが、母親一人で子どもの養育をせざるをえない事情があることも示されているといえる。

また親の就業状態をみると、母子家庭の81.8%が就労しており、そのうち「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%である。一方、父子家庭の85.4%が就労しており、「正規の職員・従業員」は68.2%、「パート・アルバイト等」は6.4%である。就労状況は収入状況とも関係している。2019年国民生活基礎調査(2018年調査)によれば、児童のいる世帯の平均所得を100.0とすると母子世帯の平均所得は41%である。

*2 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」2020

*3 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」2017

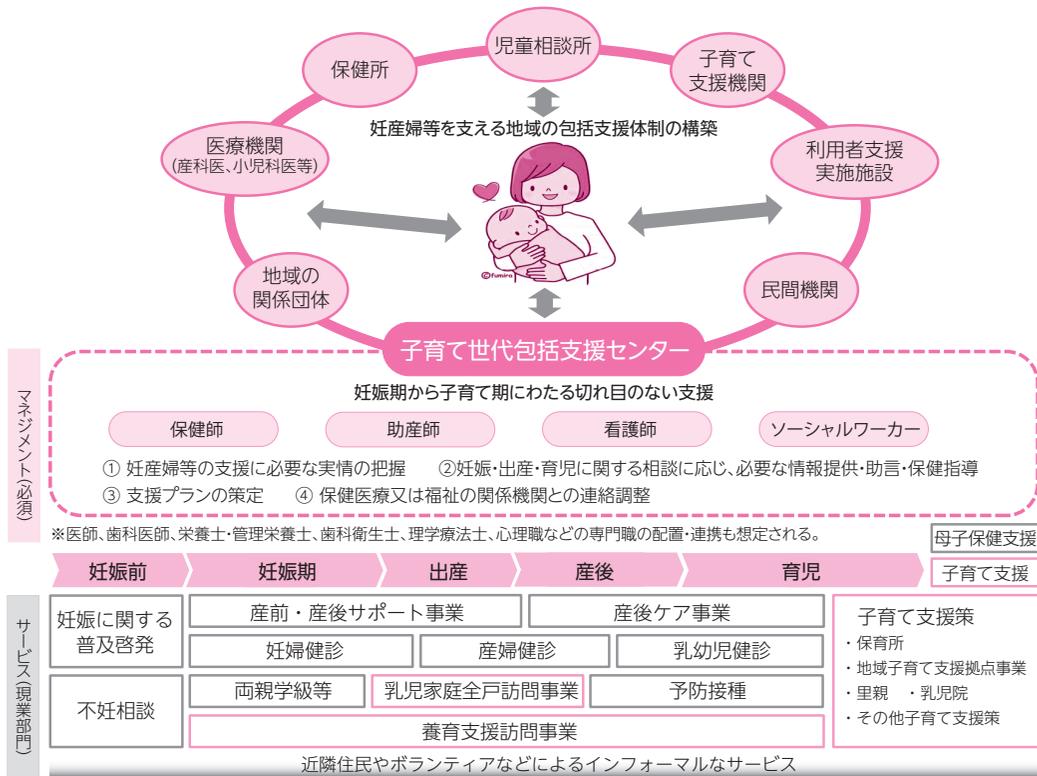


図8-2 子育て世代包括支援センターによる支援と連携体制

資料)厚生労働省「市町村・都道府県における子ども家庭総合支援体制の整備に関する取り組み状況について」2018

これらの他に、例えば保護者の職場が子育てに理解を示し、子育て中でも働きやすいフレックスタイムを導入したり、子どもの病気や園行事の際に遠慮なく休みがとりやすい雰囲気をつくることなど、社会全体で取り組むような子育ての支援も重要である。

妊娠期から子育て期の支援においては、問題が発生した際に対応していくことは重要だが、可能なら問題が生じる前に予防的に関わり問題を未然に防ぐことや、問題の兆しがあった際に早期に発見して対応につなげて、問題が複雑化・深刻化する前に対応を行っていくことが望ましい。また、問題を予防する視点をさらに一歩すすめて、現在問題なく子育てを行っている家庭に対しても支援を行い、保護者の子育てに関する喜びや満足度をより高めて、さらに前向きに子育てに向かえるように開発的な取り組みを行うことも必要である。問題への対応だけではなく、問題の予防や開発的な取り組みのためにも、保育士、保育所をはじめ、さまざまな専門職、専門機関が連携して、それぞれの専門性を生かした支援を展開していくことが重要である。

2 相談支援

相談支援は、子育てに関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行い、必要に応じて関係者との連絡及び調整を行うことであり、ソーシャルワークといわれる場合もある。

1) 相談支援の過程と内容

相談支援の際の基本的な態度は、保育所保育指針に示されているように、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重することや、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めることである。

相談支援は計画的に実施することが重要であり、一般に図8-3の流れで進められる。

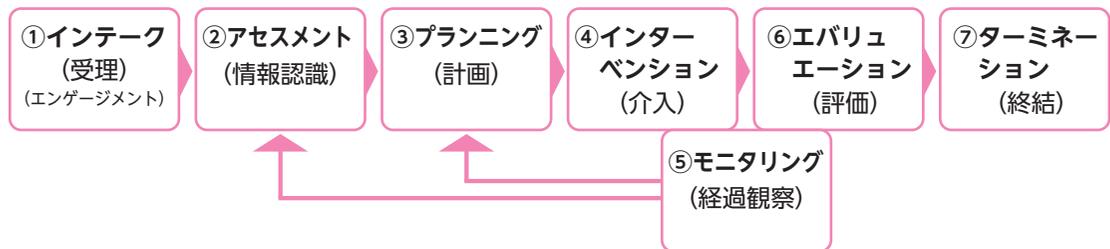


図8-3 相談支援の過程

① インテーク

面接などを通して相談を受けた家庭の現状や背景、支援ニーズを整理しながら信頼関係をつくり、支援を開始していくことをインテーク（受理面接）という。インテークではまず保護者の困難や不安についてしっかりと受け止め、主訴やニーズ、子どもの発達状況や家庭の状況、問題の背景などを丁寧に聞き取っていくことが必要となる。

相談を受けて支援が開始されるまでにはいくつかのパターンがある。まず保護者からの相談をきっかけとして支援が開始されるパターンである。育児に関する不安などについて、保護者が保育者等の支援者や行政の相談窓口などに相談をする。このように保護者自身が相談を希望した場合は、保護者自身が相談の必要性を感じて自ら動いていることから、相談から支援の開始までスムーズに進んでいくことが多い。もう一つが、保育者等の支援者側から保護者に気になることを伝

2 「^{とも}そだ 共育て」という支援

1) 家庭のニーズと関係機関をつなぐ保育所の役割

「孤育て」に対して「共育て」という語が用いられることもある。

前者は、パートナーや親族の協力が得られず、近所との付き合いもなく孤立したなかで子育てをせざるを得ない状況を表している。そのような状況が育児不安を強め、児童虐待にもつながる場合があることから、「共育て」の重要性が語られるようになった。社会が子育てを担う方法を模索していることは、前節の地域子ども・子育て支援事業に見ることができる。それぞれの事業は、子育てが親子の間に閉じられたものではなく、人間本来の子育てが、多くの人々との出会いとつながりのなかで営まれることを踏まえた施策なのである。

「共育て」を共同的で社会的な人間本来の子育てと捉えた上で、ひとり親家庭、障がい児を育てる家庭、共働き家庭、看護や介護を必要とする家族のいる家庭などについて、「共育て」の視点を持った対応が必要な状況を理解することは、支援を考える上での知見を得ることにつながる。また、保育所等が持つ地域の子育ての拠点としての役割や、「地域に開かれた園」を目指した取り組みを知ることは、保育者のあり方について認識を深める。

以上を踏まえ、2つの事例から「共育て」という支援を考える。

【事例1】 障がい児を育てる共働き家庭への支援

K男は公務員の共働き夫婦の長男で、姉と一緒に1歳から保育所に通っていた。2歳を迎えても言葉を発することがなく一人遊びが多いことから発達の遅れが心配されていた。保護者は1歳半健診の結果を知ることがためらって受診しなかったが、2歳を過ぎた時点で障がいを覚悟して発達相談支援センターを訪れることとなった。その間、保育所はK男の障がいに触れることなく、日々の様子を送迎時の会話や連絡帳で具体的に知らせるに留めてきた。

K男の様子を観察し、育ちの経過と現状を確認して自閉スペクトラム症の疑いがあることを担当医から伝えられた保護者は、その結果と療育上配慮すべきことなどをまとめて保育所に報告した。報告を受け、保育所では障がい児枠での保育を申請すれば継続して引き受ける旨を保護者に伝えた。その後、保育所内でK男をはじめとした特別なニーズを有する児に関する情報共有を行いながら、きめ細かい対応が重ねられた。

小学校は、地域の小学校の特別支援学級に入ることになり、保護者の了解

を得て、作成していた個別の指導計画をもとに小学校との引き継ぎを行った。保護者も複数回の見学を経て入学式を迎えた。そして、入学してしばらくの間は、放課後を児童館で過ごすことは難しいと保護者が判断し、学生ボランティアやホームヘルパーに保護者が帰宅するまでK男の自宅で一緒に過ごしてもらった。学校生活に慣れてからは、障がい児を対象とした放課後ケアの利用を始めた。このようにして保護者は、入学後の生活の変化を乗り越え、共働きを継続した。

資料) 菅原弘『自閉症児とその家族の10年』明治図書、2002をもとに作成

【事例2】 養育と介護と仕事を抱えるひとり親家庭への支援

S子の母はひとり親で、理容業を営み、早朝や夜間のアルバイトもして生活を支えている。最近、介護を必要とする祖母が同居することになった。年長児になって生活に落ち着きが見られるようになってきたS子だったが友だちとのトラブルが増え、わざと悪ふざけをして注意を引こうとするような変化が見られるようになった。保育者が心配して、その様子を母親に伝えた時に、祖母との同居という生活の変化が分かったのである。祖母との同居以前からS子は延長保育や一時預かりを利用していましたが、生活の変化を把握することができたことで、発達相談支援センターや児童相談所とも連携して、居宅訪問を含めた支援を検討し実施した。

「S子のおかげで私は素晴らしい人々と出会わせてもらいました。私でできることで恩返しをしたい」というS子の母の言葉が忘れられない。この一言は、保育所から特別支援学校、そして一時的な施設入所を繰り返しながら辿った生活を振り返って語られたものである。S子の母は現在も入所施設への定期的な訪問(面会と入所者への理容ボランティア)を続けている。



まず、障がい児を育てる「共働き家庭」と「ひとり親家庭」の例を挙げたが、いずれも保育者の信頼関係を築く日々の努力が保護者の生活を支えた事例である。保育者が保護者と関係機関をつなぐ役割も担っていることが分かる。保育コンシェルジュ等の支援をコーディネートする専門職と共に、最も身近に居る保育者

は、子どもと保護者のニーズを把握し、支援制度等の知識を踏まえて関係機関とつなぎ、保護者と一緒に具体的な支援策を探す姿勢が大切である。保育所は、保護者によって名付けられ、人格を有する目の前のかけがえのない子どもを、その保護者と共に育てるという意味での「共育て」の中心的な施設である。子どもと保護者を孤立させないという重要な使命を担っていることは忘れてはならない。

2) 地域の子育て拠点となる保育所

保育所等には、次に挙げるような、地域の子育ての拠点としての役割がある。

【事例3】 引っ越しの多い家族への支援

T子（1歳）一家（両親とT子）は父の転勤に伴って転居の多い生活を送っている。今回初めて地方への転勤となり、方言が理解できないことと相まって、初めての土地での生活に少なからず困惑していた。

母親が転居に伴う種々の手続きを済ませ、町内会の決まり事などを少しずつ理解し始めたころ、回覧板の保育所や児童館で開かれる親子行事や講習会の記事が目にとまった。インターネットで検索してみると主催する保育所や児童館の様子が詳しく掲載されていた。これまでの親子行事や講習会の様子が写真入りで紹介されている。記事を見て、「そういえば、引っ越してからT子は家族としか接していない」ことに気づき、自分もまた不慣れな土地での生活に戸惑いを感じていたことを再認識して、母親は「T子と一緒に出かけてみよう」と思ったのだった。

保育所では園庭開放や遊びの広場が行われていた。そこには保育所の在園児親子だけでなく、地域の子どもと保護者が集い楽しく語り合える雰囲気があった。保育者の子どもへの接し方や先輩ママの経験談は、食事や排泄などの基本的な生活習慣の自立に関する情報や遊び方や玩具の使い方などの子育てに関する知識を増やし、行動見本ともなり得るものだった。また、子育てに関する情報だけではなく、地域の身近な生活情報を知ることが何より楽しく、日々の生活に役立った。そして、語り合える顔見知りができることで、不慣れな土地での漠然とした不安が解消されていった。その後、T子が保育所に通うようになると、父親も運動会の実行委員や父親教室に参加して汗を流し、父親同士のつながりを楽しむようになった。

第13章 子ども家庭支援者を支える 関係としくみ

学びのポイント

- 子ども家庭支援を実践する難しさについて、事例を通じて考察する。
- 保育者を支える保育所内の体制と職員間の人間関係を理解する。
- 研修などの保育者の資質向上に向けた取り組みを学ぶ。
- 関係機関との連携の意義を学び、連携における注意点を押さえる。

急激な社会の変化のなかで保育や子育て支援の場には、多様な保育ニーズへの対応や、地域子育て支援の推進、児童虐待の早期発見などさまざまな役割が期待されている。その役割の一つに保護者への支援がある。

2008（平成20）年に告示された保育所保育指針の第3次改定において、「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである」と明記された。その後の2017（平成29）年に告示された最新改定版では、「保護者に対する支援」から「子育て支援（第4章）」に変更され、地域に開かれた支援などに関する記載が増えた。また、保育士養成課程において、2011（平成23）年度から「家庭支援論（現：子ども家庭支援論）」「保育相談支援（現：子育て支援）」科目が導入されるなど、子ども家庭支援に関するカリキュラムの充実が図られている。

このように、現在保育者には子どもに対する保育・教育とは別に保護者に対する相談支援など、子ども家庭を支援するための専門性がより強く求められている。しかし一方で、実際に子ども家庭支援を進めていく難しさが、保育と子育て支援に従事する側から指摘されている。特に旧来の保育士養成課程で保護者支援について学ぶことが少なかった世代の保育者は、新たな専門性に戸惑いや難しさや不安を抱いている^{*1}。一方で、養成課程のなかでそれらを修了した世代の保育者も、養成課程の段階では保護者と関わる実践的な体験が乏しいという現状があり、保育現場に入って初めてその専門性・役割を学ぶことが多いともいえる。

全国保育士養成協議会の調査によると、保育者が



*1 由岐中佳代子, 園山繁樹「保育所における子育て支援の状況と課題」西南女学院大学紀要 Vol.5, 2001, p.21-27